

高知県農地集積支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「県交付規則」という。）第24条の規定に基づき、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき農業委員会及び大川村（以下「農業委員会等」という。）並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による高知県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「高知県農業会議」という。）が実施する機構集積支援事業及び高知県農業会議に対する、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領（平成28年3月29日付け27経営第3282号。以下「負担金実施要領」という。）に基づく事業及び農業委員会活動活性化推進事業（以下「農業会議補助事業」という。）に必要な経費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、農業委員会等対策費として、担い手への農地集積・集約化を進め、農業の生産性及び競争力を強化するために、農業委員会等が実施要綱に基づき実施する機構集積支援事業に要する経費について、市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 県は、県農業会議推進費として、高知県農業会議が実施要綱に基づき実施する機構集積支援事業に要する経費並びに農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づく都道府県農業会議が行う事務の円滑な処理を実施するため、農業会議補助事業に必要な経費について、高知県農業会議に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第4条 高知県農業会議は、別表第1に掲げる2の(1)、(2)及び(3)に係る経費相互間の流用をしてはならない。

(事業実施計画の作成)

第5条 機構集積支援事業を実施するため、市町村及び高知県農業会議（以下「補助事業者」という。）が、次条第1項の高知県農地集積支援事業費補助金交付申請書を提出しようとするときは、事業実施主体である農業委員会等及び高知県農業会議は実施要綱に基づく事業実施計画書（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により作成された実施計画については、第7条の規定による補助金の交付の決定をもって知事が承認したものとみなす。ただし、第10条の規定による交付決定前着手届を提出する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式又は第1号様式の2による高知県農地集積支援事業費補助金交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、補助金の交付を申請しようとする者が高知県農業会議である場合は、県税の滞納がない旨を証明する納税証明書又は別記第1号様式の4による県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第1号様式の5による申立書）を併せて提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 知事は、第12条の規定により機構集積支援事業及び農業会議補助事業（以下「補助事業」という。）の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、この要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

- (4) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。
 - 2 知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかに該当する補助金の交付の取消しをした場合において、前項の規定による補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日(当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県交付規則、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(平成31年3月28日付け30経営第2525号農林水産事務次官依命通知)及び実施要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号(以下「交付規則」という。))、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるほか、この要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。

- (5) 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号により、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助者としないこと及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）については、交付規則別表で定められる期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により承認しようとするときは、知事は、県交付規則第19条第2項により、交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第1号様式の3を基に作成した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して、前各号の条件を付さなければならないこと。
- (12) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、申請時にチェックシートを知事に提出すること。

（補助事業の交付決定前の着手）

第10条 補助事業者及び農業委員会等が、補助事業に着手する場合は、原則として、補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、事前に高知県農業振興部農業担い手支援課と協議を行った上で別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、県交付規則第7条の規定により補助金等の交付の申請を取り下げようと

するときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に別記第3号様式又は第3号様式の2による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金総額の増額又は減額

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第13条 機構集積支援事業を実施する補助事業者は、当該補助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)末日現在において、別記第4号様式による事業遂行状況報告書を作成し、翌月の15日までに知事に提出しなければならない。

2 農業会議補助金を実施する高知県農業会議は、当該補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、別記第4号様式による事業遂行状況報告書を作成し、翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前項の規定により、機構集積支援事業に係る事業遂行状況報告書を提出する場合は、所要の欄に記入することにより、併せて報告するものとする。

3 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず市町村長及び高知県農業会議会長に対して別記第4号様式による事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(補助金の概算払の請求)

第14条 補助事業者は、県交付規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第16条 補助事業者は、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式又は第6号様式の2による事業実績報告書1部を、知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第4項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の事業実績報告書の提出をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第4項の規定により、補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の規定による補助金の返還については、第8条第4項の規定を準用する。

(補助金調書)

第18条 補助事業者が地方公共団体の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第8号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

(経理)

第19条 補助事業者は、補助事業についての収支及び支出を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 前項の規定により作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(グリーン購入)

第 20 条 補助事業者等は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 9 月 17 日から施行し、昭和 55 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 3 月 16 日から施行し、昭和 55 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 9 月 16 日から施行し、昭和 56 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 10 月 4 日から施行し、昭和 57 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 9 月 20 日から施行し、昭和 58 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 8 月 3 日から施行し、昭和 59 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 12 月 10 日から施行し、昭和 60 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 15 日から施行し、昭和 61 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 9 月 7 日から施行し、昭和 62 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 11 月 10 日から施行し、昭和 63 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 3 月 11 日から施行し、昭和 63 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年9月12日から施行し、平成元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年11月15日から施行し、平成2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年8月30日から施行し、平成3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月24日から施行し、平成4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月20日から施行し、平成5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年9月26日から施行し、平成6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月30日から施行し、平成7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年7月15日から施行し、平成8年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月19日から施行し、平成11年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月12日から施行し、平成12年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行し、平成13年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月13日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月6日から施行し、平成15年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 27 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 24 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 24 日から施行し、平成 22 年度の補助事業（実績）から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 2 日から施行し、平成 24 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 7 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 10 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 14 日から施行し、平成 26 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から、施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 12 日から施行し、平成 31 年度（令和元年度）の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 17 日から施行し、令和 4 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 6 日から施行し、令和 5 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 25 日から施行し、令和 6 年度の補助事業から適用する。

別表第1（第3条、第4条、第12条関係）

	補助対象経費	補助率
高知県 農地集積支援 事業費 補助金	<p>1 農業委員会等対策費 農業委員会等が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>機構集積支援事業 実施要綱第3の3に規定する下記の事業を実施する場合の、 同実施要綱別表2に規定する事業経費（実施要綱が改正された 場合は、改正された実施要綱による。）</p> <p>ア 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 イ 農地の有効利用を図るための支援事業</p> <p>2 県農業会議推進費 高知県農業会議が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 機構集積支援事業 1の規定による下記の事業 広域的な農地の利用調整活動等への支援事業</p> <p>(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 負担金実施要領第3に規定する下記の事業に要する経費（負担 金実施要領が変更された場合は、変更された実施要領による。） 農地法（昭和27年法律第229号）により都道府県農業委員 会ネットワーク機構が行うものとされた業務に要する経費に 対し、県が高知県農業会議に負担金を交付する場合における 当該交付に要する経費</p> <p>(3) 農業委員会活動活性化推進事業 国庫補助の対象となる経費を除く。</p> <p>ア 農業委員・職員等研修会 イ 巡回指導の実施 ウ 情報収集・提供活動 エ 農業委員会活動評価検討会 オ 会議等への参加</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>10分の10 以内</p> <p>定 額</p>

備考

2の(3)の事業は県単独事業とする。

別表第2（第7条—第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。